

開発行為等関係所管一覧表

(参考) 要綱	(参考) 要領	項目	関係所管課・機関(場所)	
第7条	第4	環境の保全に関する事項	環境対策課	(6階北エリア)
第8条	第5	安全対策に関する事項	道路公園課	(5階北エリア)
第13条	第10	住宅等のバリアフリーの推進	障がい福祉課 高齢介護課	(3階南エリア) (3階北エリア)
第16条	第12	道路施設に関する事項	道路公園課	(5階北エリア)
第17条	第13	排水施設に関する事項	下水道課	(5階南エリア)
第18条	第14	上水道施設に関する事項	水道局 お客さまセンター	(守口市八雲北町3-37-31)
第19条	第15	消防施設に関する事項	守口消防署	(守口市京阪本通2丁目13-9)
第20条	第16	交通安全施設に関する事項	道路公園課	(5階北エリア)
第21条	第17	歴史的遺産の保護に関する事項	生涯学習 ・スポーツ振興課	(5階南エリア)
第23条	第18	ごみ集積所に関する事項	環境対策課	(6階北エリア)
第24条	第19	大規模建築計画に関する事項	企画課 コミュニティ推進課 教育総務課	(4階北エリア) (5階南エリア) (6階北エリア)
第27条	第20	公共施設等及びその用に供する土地 の管理並びに帰属等に関する事項	道路公園課	(5階北エリア)